

# 久留米市庁舎13階会議室壁撤去外業務委託 仕様書

- 1 件名 久留米市庁舎13階会議室壁撤去外業務委託
- 2 履行場所 久留米市城南町15番地3
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から 令和8年8月28日まで
- 4 業務内容 庁舎13階の1303会議室壁撤去及び撤去後の補修作業等を行うもの。  
①1303会議室壁撤去及び補修
  - ・壁（LGS下地石膏ボード：45.0㎡）撤去
  - ・取合い部（天井、梁、壁、床など）補修
  - ・鋼製戸（両開き：2ヶ所）撤去②防煙垂れ壁の新設
  - ・高透明不燃シート③上記作業に伴う電気設備工事  
電灯（照明・リモコンスイッチ）設備、コンセント設備  
拡声・電話設備
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
  - ・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
  - ・作業日時は、以下の期間及び時間帯で実施するものとし、  
作業日：令和8年8月8日（土）、9日（日）  
予備日：令和8年8月11日（火）、15日（土）、16日（日）  
作業時間：原則8：30～17：00  
詳細な日程は市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
  - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。  
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
  - ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- 6 その他 **【暴力団排除に関する事項】**  
受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - （1） 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - （2） 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - （3） 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じる

おそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。